

松本市告示第107号

松本市スマート農業推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

松本市長 臥雲 義尚

松本市スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市におけるスマート農業の導入を推進するため、認定農業者等がスマート農業に資する機械等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業 ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業のことをいう。
- (2) 認定農業者 市内の農地を所有又は耕作する者で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 中心経営体 「松本市人・農地プラン」に位置付けられている経営体をいう。
- (4) 集落営農組織 集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される組織をいう。
- (5) 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に定める要件を満たし、農地に関する権利の取得が可能な法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 認定農業者
 - イ 中心経営体
 - ウ 集落営農組織
 - エ 農地所有適格法人
- (2) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本

市の住民基本台帳に記録されている者、市内に主たる事務所又は本店を置く法人であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象機械等)

第4条 本事業における補助金の交付の対象となる機械、機器等(以下「機械等」という。)は、農林水産省が平成30年8月に公表した「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械等で、購入価格が50万円以上のものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
農林水産省が平成30年8月に公表した「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械等で、購入価格が50万円以上のもの	2分の1以内	200万円

2 前項の規定により算出した補助金額の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、同一年度内に同一補助対象者1回限りとする

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松本市スマート農業推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 市税の滞納がない証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定するときは、松本市スマート農業推進事業補助金交付決定書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更等承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後、第6条の規定による申請の内容を変

更又は中止しようとするときは、あらかじめ松本市スマート農業推進事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市スマート農業推進事業補助金（変更・中止）承認決定書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、第7条の規定による交付決定額を上限とする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市スマート農業推進事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書及び収支決算書（様式第8号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の審査、その他必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、松本市スマート農業推進事業補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第12条 交付決定者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、松本市スマート農業推進事業補助金状況報告書（様式第10号）を作成し、翌年度の6月末日までに市長へ提出するものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第13条 交付決定者は、当該事業に係る財産管理台帳（様式第11号）を作成し、関係する帳簿及び書類とともに、これを備え、整理しておかなければならない。

2 前項の財産管理台帳並びに関係する帳簿及び書類は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から次条第2項に規定する期間（次条第1項の規定により処分する財産については承認年月日）が経過するまで保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、松本市スマート農業推進事業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 前項の規定は、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、適用しない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（重複補助の排除）

第16条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった事業には、重複して交付しない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
氏 名
電 話

年度において、松本市スマート農業推進事業を実施したいので、松本市スマート農業推進事業交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 市税の滞納がない証明書
- 4 見積書
- 5 カタログ又は設計図書（平面図、立面図等）
- 6 使用又は設置に許可等が必要な場合は、許可書等の写し（補助金の交付決定後でなければ許可等の取得等ができない場合を除く。）

様式第2号（第6条関係）

スマート農業推進事業計画書

1 事業の目的

--

2 事業対象作物名

--

3 導入する機械等の名称

--

4 期待される効果

--

5 事業完了年月日 年 月 日

6 成果目標

項目	現状 (年度)	目標		
		1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)

様式第3号（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額	備考
市補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

2 支出

（単位：円）

区分	予算額	備考
事業費		
合計		

様式第4号（第7条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金交付決定書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付で申請のあった松本市スマート農業推進事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので、松本市スマート農業推進事業交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、変更後の補助金の額は、この交付決定額を上限とします。
 - (2) 事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
 - (3) 補助金の交付を受けた者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、状況報告書を作成し、翌年度の6月末日までに市長へ提出するものとする。また、事業に係る財産管理台帳を作成し、関係する帳簿及び書類とともに保存してください。
- 3 補助事業等の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 松本市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第5号（第8条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定の
ありました松本市スマート農業推進事業について、下記のとおり（変更・中止）
したいので、松本市スマート農業推進事業交付要綱第8条の規定により申請し
ます。

記

- 1 中止・変更の内容
- 2 中止・変更の理由

※ 変更の具体的内容がわかる書類を添付すること。

様式第6号（第9条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金（変更・中止）承認決定書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付で申請のあった松本市スマート農業推進事業補助金の（変更・中止）を承認し、補助金 円を 円に変更したので、松本市スマート農業推進事業交付要綱第9条の規定により通知します。

様式第7号（第10条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付
決定のありました松本市スマート農業推進事業を下記のとおり実施しましたの
で、松本市スマート農業推進事業交付要綱第10条の規定により関係書類を添
えて報告します。

記

- 1 事業実績書
別添のとおり
- 2 収支決算書
別添のとおり

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査の結果

様式第8号（第10条関係）

事業実績書及び収支決算書

1 事業実績

事業内容	
設置場所	
事業量	
着工（初回）年月日	年 月 日
竣工（最終回）年月日	年 月 日
事業（完了）年月日	年 月 日
事業費	円

2 収支決算書

(1)収入

（単位：円）

区分	決算額	予算額	備考
市補助金			
自己資金			
借入金			
合計			

(2) 支出

（単位：円）

区分	決算額	予算額	備考
事業費			
合計			

3 添付書類

- (1) 売買契約書又は発注したことが証明できる書類
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) 領収書又は支払いしたことが証明できる書類
- (5) 導入写真

様式第9号（第11条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付で実績報告のあった松本市スマート農業推進事業補助金
について、下記のとおり確定したので、松本市スマート農業推進事業交付要綱
第11条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

松本市スマート農業推進事業補助金状況報告書

（宛先）松本市長

住 所
氏 名

松本市スマート農業推進事業達成状況について、松本市スマート農業推進事業交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業内容

導入年度	導入機械・施設・機器の名称	事業費
年		円

2 成果目標の評価

項目	目 標			実績（達成状況）		
	1年目 （ 年度）	2年目 （ 年度）	3年目 （ 年度）	1年目 （ 年度）	2年目 （ 年度）	3年目 （ 年度）
				(%)	(%)	(%)
				(%)	(%)	(%)
				(%)	(%)	(%)

3 添付書類

成果がわかる書類

様式第11号（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

住所
氏名
電話

事業実施年度		事業名			松本市スマート農業推進事業							
事業の内容		事業実施期間		経費の配分（円）			処分制限期間		処分の状況		摘要	
施設・機械名	形式等	設置場所	着工年月日	完了年月日	事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
					助成金	融資額	その他					

- 1 処分制限年月日欄は処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
- 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

様式第12号（第14条関係）

松本市スマート農業推進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

電 話

年度に取得した財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供）する必要が生じたので、松本市スマート農業推進事業交付要綱第14条の規定により申請します。

記

1 承認申請に係る財産の概要

所在地	
構造、企画、規模等	
事業費（円）（うち補助金（円））	
取得年月日	

2 承認申請の理由

--

3 承認申請に係る事項

処分予定時期	
処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供）の概要	処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
	処分に伴う条件等
	処分額又は処分のために必要な改造等の内容及び所要事業費
交換により取得する財産の概要（交換の場合のみ）	所在地
	構造、企画、規模等
	取得予定価格及び取得方法
	利用計画
	交換に伴う条件等

4 添付書類

- (1) 財産管理台帳（様式第11号）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類